

第2回 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画検討部会 議事概要

1 日 時 令和6年1月23日（火）午後1時30分から午後3時

2 場 所 徳島県庁 1102会議室

3 出席者の氏名

阿部 頼孝 徳島文理大学名誉教授

斎藤 誠一郎 徳島県医師会常任理事

坪内 奈津子 徳島県女性協議会会長

<会議次第>

1 開 会

2 あいさつ（男女参画・人権課長）

3 議 事

（1）「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（案）について

（2） その他

4 閉 会

<資料>

資料1 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）概要

資料2 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）（案）

資料3 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）（素案）に係るパブリックコメント実施結果

<議事概要>

- 1 議事（１）「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（案）について、事務局（男女参画・人権課）より説明
- 2 質疑応答

（部会長）

今、パブリックコメントの４６番に、「徳島においても当事者にとって温かみのある身近に感じられる名称にしていただければと考えます」という意見があります。これに対する県側の答えとして、「いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます」というふうに書いてありますが、課長何か具体的な検討はされていますか。

（事務局）

課内でも検討してみました。この計画ですけれども、徳島県基本計画（仮称）とさせていただきます。本県におきましては、DVの計画がありまして、この名称が、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」という、何とかに関する徳島県基本計画というかたちになっておりまして、これと対をなすものなので、できましたら、関する徳島県基本計画というので揃えているほうが我々としては良いかなというふうに思っているところです。それで、ちょっと工夫しても限界があるというか、なかなか名称も長くて、できましたらこの今の仮称でいきたいなと思っているところですが、皆さんのご意見も聞いた上でということでございます。

（部会長）

ご承知のように、この基本計画を作る一番の要因というのは、国の方で法律ができて、それに基づいてそれぞれの県で基本計画を速やかに策定しなさいという話を受けてのことだと思います。例えば、小松島市では、「女と男」と書いて「ひととひと」と読ませたりというような工夫をしているようですが、今回のこの問題に関してはちょっと変えるのが難しいなという感じはします。もし委員さんから何かご意見があればお願いします。

（委員）

確かに、困難な問題という言葉自体が堅苦しい感じはするのですが、これを何かに言い換えるのであれば、非常に難しいですね。いい案があればいいんですけど。

（事務局）

今の案だと分かりやすいというか、法律を引っ張ってきていると分かりやすいとは思いますが、それでも。

（委員）

ご意見に対する県の考え方はどこにもまだホームページ等にも出していないのですか。ここでの話ですか。

（事務局）

はい。この会議で最初にお示ししています。

（委員）

ご意見等はそのままですね。

（事務局）

そのまま書いています。

(委員)

わかりました。確かにこの名前はすごく大事ですが、全部いろんな問題全部、困難な問題というところであんなに思っていたらと思うのです。

(部会長)

まだ時間的な余裕がございますので、もし何かいい案があれば事務局の方にお電話でも結構ですので、ご連絡いただければありがたいと思います。とりあえずは、現行のままでということを進めたいと思います。

それでは、ここから質疑応答、意見交換に入りたいと思います。今日は私を含めて3人ということですので持ち時間は十分ありますので、何からでもお話しいただければありがたいと思います。

(委員)

よろしいでしょうか。

2ページの5のところですけども、「民間団体が、県及び市町村と協働し」とありまして、「対等な立場で」の文言をと、これは当然のことだと思いますが、本当に今、5番と40番とかそういったところにかかってくるんですけど、財政支援について、よそのところのSNSで見るとは、本当に財政的支援は非常に脆弱であること。補助金がなかなか無いのでみんな困っていると。それで、相談員さんにとっては雇用が不安定であるし、資格保有者が少ない。スタッフの負担が大きい。人件費が払えない。地域による支援のバラツキがある。他機関との横断的ネットワークが不足している。と、あります。これは徳島県ということではないんです。

それで、あるところが調査したところによりますと、日本公務員改革で相談員が減少して公務職務の雇用の差別があって、低賃金で労働の計画が立てられない。非正規公務員、不安定雇用で臨時的補助的役割であり、それが結局はパワハラやセクハラ、ハラスメントに繋がっていたり、スキルの無い職員の派遣があって、現行の婦人相談員が大変難儀している。それから、新法になって多岐にわたる問題を抱える女性支援できる人材確保は難しいんじゃないか。それと、もう一つは、こういったところで人権侵害があって、相談員同士が女性支援に間の取れた取組ができていけるかどうかというSNSではそういった悩みが書いてありました。徳島県ではやっぱり公的相談される場所の非正規の方が多いんですか。

(事務局)

そうですね。県の女性支援相談員さんは会計年度任用職員となっていますので、そういう意味では非正規という形にはなります。

(委員)

資格を持っている方ばかりがされているのでしょうか。

(事務局)

それは、資格を持たれた方がしております。県のほうとしては、そういう資格をちゃんと列挙したうえで募集をかけていますので、そういう資格を持った人を採用して対応しております。

(委員)

ありがとうございます。それで、次に19番、20番の性的マイノリティ、トランスジェンダーについて、来年度徳島県でパートナーシップ制度が導入されることで、制度を施行する立場の方の理解がまだ本当に進んでないということをお聞きして、施行はされますけれども、市町村の対応が、首長さんの意見、思いで多少右左になるかということも心配があります。それで今、学校の授業の中では本当に生徒さんのほうがものすごく理解があって、若い人は理解があるんです。私もこういった会に参加しておりますけれども、なかなかやっぱり差別が大変で、カミングアウトできていないという状況があるので、このパートナーシップ制度が施行されたら少しは改善していきなうということをお聞きしております。良い方になっていくだろうと思っておりますけれども、まだまだ一

一般的に広報する必要があるのではないかと考えております。

(事務局)

県は、今年の四月一日からパートナーシップ宣誓制度を導入させていただきます。そのことについては、今各市町村見ましたら、まだ導入してないところが結構多くて、この前も市町村の人権の担当課長会議を開催させていただきまして、その場で県の取組をきちんと説明してありますので、市町村もそれを参考にしながら、いろいろちょうど考えられているところだと思うんですね。ですので、ここで市町村がどうなっていくのかはまだわからないですけども、県が導入すればある一定程度取組は進んでいくのではないかなと考えております。

(委員)

そこに期待かけております。

それで、次に33番の学校教育についてなんですけれども、確かに徳島県でも「生命(いのち)の安全教育」がされておりますけれども、学習指導要領の中にはどめ規定というのがあります。これが今、日本のそれぞれのところでひとつの大きな壁になっております。というのも、これは文部科学省がしてもいいって言っているんですけども、性行為を取り扱わないとして、性的接触や、性行為の文言を一切使ってはならないということで、2018年に足立区の中学校が総合学習に自らの性行動を考えるとということで、学習指導要領を逸脱し不適切と厳しい批判を受けた教師がおられまして、その方は、若年層の望まない妊娠が貧困に繋がると、高校一年生の中絶件数が中学校までの総数の3倍に跳ね上がった。それから生徒達に正しい知識を身に付ける必要性からの授業であったんですけども、その時に自分で子どもを育てられる状況になるまで性行為を避けた方がよいと話して、避妊の方法や中絶が可能な期間が法律で決まっていることなど、より踏み込んだ知識を伝えたら、中学生でも3割、高校生生の4割が同意すれば性行為をしてもよいと思っていたという意識が変わったということ。そういうことに対して、保護者からの苦情はなかったんです。それで文部科学省が言った条件が全てクリアした授業だったんですけども、議員が議会で疑問を呈して教育委員会が課題があったと答弁したんですね。このことがあってから、それこそ性教育について控えるということが起こっております。それで、このことについては、日本は世界から取り残されているという俯瞰があるんです。

だから、そういったことについて本当に真剣にこれから取り組んでいかないと、今の若い子達は、そういったことにちょっと縛られているなというところがあるように思うんです。それで、そういったことも含めて今の文部科学省は必要であれば性行為ということも話していいということになっていますので、そこはまた県の教育委員会と相談していただいて、妊娠がいかに困難な女性を生むかというところになりますので、それは本当に大変な問題だと思うんです。そこをよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

この前の検討会議でもそういうお話をいただいて、19ページのところに下から二つ目で、「学校教育で性的成熟に伴い、妊娠・出産について生徒が正しく理解できるようにします」と入れさせていただきました。今日もまたいただいた意見は、教育委員会にもちゃんとお伝えさせていただいてですね、対応したいと思っております。

(委員)

外国並みに包括的性教育を、しっかりと日本でも取り入れられるような徳島県が先進県にしたいなと思ひます。

(事務局)

教育委員会にも伝えておきますので。ありがとうございます。

(部会長)

今、委員さんからのご意見にありましたように、これも議員さんの中で非常に敏感に反応される方がおられて、これは男女共同参画に対してもバックラッシュという時代があって、それとの絡みの中で、行き過ぎた性教育を批判的に捉えるという運動も出てくるんですね。それで特にこの前の話にあったジェンダーという言葉も、行政用語としては使わなくするというふうな運動の影響あって、性教育の分野での学習が十数年遅れてきたと思うんです。とはいえ、時代は少しずつ変わってきていて、非常に国民自体の意識が変わってきていると思うんです。WHOの出している包括的性教育、いわゆるグローバルスタンダードに合わせていこうじゃないかという変化が見られると思います。それで今日は、こども女性相談センターの方がお越しになっておられます。私、実は阿南市の男女共同参画の委員もしているんですが、文科省のモデル校で阿南第二中学校と大野小学校で、まずは、モデル校二つのところでやって、そのデータを活かして全県下に広めていこうという県教育委員会の取組だとお聞きしています。せっかく今日は、こども女性相談センターから担当者の方がお越しになっております。ご発言をできたらお願いします。

(事務局)

私は、研究授業に参加させていただきました。テーマ的に先生と生徒さんの信頼関係がないとなかなかできないようなテーマだと思いますが、2校とも子どもさんの意識も高くクラスで話ができているようで、とてもいい授業だと思いました。それも、発達段階に応じていますので、小学校と中学校のテーマが違います。そこも上手に工夫をされておられて、研究授業の前にいろいろ授業もされていたようで、とても生徒さんの知識が深まっておりました。そういうところで基本的には距離感等をきちんと学ぶという授業でしたが、子どもさん自身が健全に理解をされており、有益な授業であったと思います。

(委員)

何年生の授業ですか。

(事務局)

小学校、中学校ともに高学年です。

今のは、小学校、中学校両方の授業の話です。

(委員)

今、学校の現場の先生すごく大変で、私も働き方改革の変えてほしいという要望書を預かって、今署名してもらっている最中なんですけど、頼んだら皆さんすぐに署名してくれるんです。ということは、それだけ学校の教員が忙しいということがわかっているんです。また、学校の先生に負担がいっぱい増えていって大変なところがあるので、そこは生徒さんと先生とのつながりでできていくことなんですけれども、例えば外部から講師を呼ぶとか、そういったことも工夫していただけたらいいかなと思います。常日頃先生との交流があつてできるのがいいことですけれども、やっぱり外部から来られた方の話ついても意義があると思うので、そこはまたそういうように工夫して、阿南市はそれこそ良い方がいっぱいいらっしゃるのでもそれ以上にお願ひできたらなと思います。

(部会長)

特に「望まない妊娠」というのは非常に重要なキーワードだと思います。時代の大きな流れも非常に大事だと思うんです。この中に直接これを入れるっていうのは場所的に無理かもしれませんが、また次の男女共同参画会議がありますので、その時には教育委員会の方もお見えになるというふう聞いております。大事なことは、委員さんからそういう積極的な声が出る、県教委に対してね、頑張れ頑張れとポジティブな応援を送ることは非常に大事だと思うんです。

県教委が「生命(いのち)の安全教育」っていうことに文部科学省の指定を受けてやっているというふうなことを積極的に支援していくような空気を醸成するというようなことも我々の会議のひとつの役割でないかなと思います。

付け加えることがあったらいかがでしょう。

(委員)

錦の御旗といいますか、「生命（いのち）の安全教育」というのがちゃんと決まったということであれば、保守派の方が横やり言ってきても何とか耐えないといけないと思います。

(委員)

やっぱりこういったことが起きるとするのは、まだ日本では女性が軽く見られているというところがあると思うんです。それで、日本の男性って男らしさで女性より優位に見えるんですけど、本当は女性より幸福度が低いんですよ、おかしいことに。幸福度が女性のほうが高いんです。ジェンダーギャップが大きいのに、女性の方が幸福度が高いんです。

発達障がいのある女性でも、そこには女性を取り巻く社会そのものが発達障がいのある女性に対してすごく責められて、病気になるとかね、そういったところがあるので、日本の今の状況が男女平等が進んでいかなければ、この困難な問題っていうことに対しても、一番は、それが生理の貧困と社会の貧困とっていうことに繋がっていると思うんです。皆それぞれに一生懸命努力しているんですけど、なかなかそこから出ていけないという状況が、特に非正規の女性達については、なかなか大変なところがありますよね。それについて子ども達もやっぱり大変なんですよ。施設に同伴で入った子ども達がまた大人になって、また同伴で自分の子ども連れて入るっていう状況があるみたいなんです。徳島ではわかりませんが。

だから本当は、一般的に女性が困っているというのはなかなか大変だと思うんです。それで、この37番に東京のモデル事業で、若年被害女性支援というのが出てきておりますけれども、ここについては、この事業者は、一生懸命性暴力とか性搾取されている女性の手助けしようとしても、それに対して妨害がすごいです。例えば、どこで相談している、そのバスがどこにあるとか、そういったところに妨害があって、それを東京都に訴えてもそれを止めてくれない。そして、東京都はこういった相談事業があったということを開示しなければいけないということになっているんですけども、もし開示してまた二次被害が出たら困るということで、この事業所は開示しなかったんです。そしたら補助事業を止めてしまわれたんです。こういったところは普通にできないというところ確かにあって当然と思うんです。言えないということね。そこが徳島県では、そこに対してはその時の判断でクリアしていった補助事業は続けてもらえるような体制であってほしいと思います。そういうことは無いと思うんですけど。

(事務局)

民間の支援は非常に大事だと考えておりますので、今あるレベルはですね、なんとか維持していきたいなど。できればちょっとでも上向きになるように思っているところです。今のところですね、民間の方トラブルがあって、我々がどうにかしなければいけない状況は、東京都みたいなことはないと考えております。

(部会長)

委員さんがおっしゃったような錦の御旗ね。それは我々がこれを行っている一番の大元は、日本が女性差別撤廃条約というのに加盟をしているということ。それから、男女共同参画基本法という法律が通っていること。グローバルスタンダードと国内法がちゃんと通っていることで、それが大きく下支えしているわけです。例えば、性教育に関してはWHOの包括的性教育の翻訳版があるようです。また、そういうのも男女参画・人権課で予算があるようであれば、購入していただきたいと思います。

まだまだ私も含めて昔の教育を受けてきた男性中心の、やっぱり、家とか家長とかいう意識がどこかに残っていると思うんです。やっぱり、今我々がやっている事っていうのは、いろんなせめぎ合いの中でらせん系的に物事は進んでいくんだろうなと思います。「生命（いのち）の安全教育」なんて今から教えれば当たり前だと思うんですがなかなか言い出せなかった状況があったんじゃないでしょうか。興味本位じゃなくて、科学的に自分の身体とか健康に関する知識とか、あるいは知識に加え

て人間として相手を尊重するというそういう事っていうのは、これからずっと声を上げていかないといけないと思います。

(委員)

それで、40番のところにね、他県の好事例と書いてあるんですが、私は、セミナーやワークショップを開催したら、どこへ相談に行ったらいいかわからないという事例があったと思うんですけども、そういった人たちに対してこういったところに行ったらいいんですよとか、男の人が女性に暴力とかそういったことを、もししていても、こういったセミナーやワークショップでちょっと意識が変えられたらいいと思うんです。この計画を進めていくためにはこういったセミナーやワークショップは必要だと思うんです。1年に何回か北南でしていただけたら、変わっていくと思うんです。

(事務局)

そうですね、今そのワークショップを必ずするというような話ではできないんですけども、啓発していくのは何らかの手段で取り組んでいかなければいけないかなと考えています。計画もできて広めないといけないので。また、いろいろ考えさせていただきたいと思います。

(委員)

徳島県は、比較的こういった困難なことに対して、よその県よりは少ないなということだけは聞いております。例えば、勝浦町なんか聞きに行っても無いって言われるくらいなんです。女性の男女共同参画の平等意識というのがすごく進んでいますよね、徳島県って。本当にすごいなと思うんです。それに伴って男性の意識もそれにつれて変わってきているなと思っています。

(部会長)

それで、本日欠席した委員から感想としていただいているので、ちょっと読ませていただきます。「パブリックコメントとその回答、修正された素案を拝見しました。大きな意見はございません。パブリックコメントに反映されていない県民の方々のご意見も、今後の施策や事業の実施の際に留意してけると良いと感じました。」という感想をいただいております。それで、今日、私を含めて委員さんが3名。それから、こども女性相談支援センターから3人の方がお越しいただいております。せっかく来ていただいているので、何でも結構です。ご発言をお願いします。

(事務局)

立場的には事務局サイドでいつも一緒に事業をさせていただいているものなんですけれども、やはり売春防止法から変わって、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が新たにできたことは、画期的なことだなど、女性支援に携わる者としては非常にうれしく思っているところです。来年度になったら、日本の女性支援に対するいろいろな制度が法律ができたことで大きく変わる、本当に画期的な年になるという期待を非常に持っています。その中で、今回の震災のような現場でも、普段見えなかった困難を抱えていた女性が、災害でその問題があらわになり、その避難先で女性であるが故に困難を抱えてしまうということもあるのかなと思いつなが、これが絵に描いた餅にならず役に立つ方向で、使う私たちが頑張っていかなければいけないと思っているところです。

(部会長)

現場で、今一番多い相談とか、頭を悩ませている相談とか何かあったらお願いします。

(事務局)

人によって抱える問題が、お金一つにとっても借金だったり、仕事が無いことだったり、非正規だったり、年金を払って無かったことだったり、いろいろな問題があって、その方が自立して自分らしい生活を営むために、どういろんな制度を使うのか、どんな支援者を入れるのかっていうときになかなか難しいですね。

(部会長)

いろいろと大変ですね。

(事務局)

先ほどセミナーやワークショップというお話もあったかと思うのですが、私たちは、売春防止法から困難女性に切り替わっての女性支援をするのと一緒に、DV被害者支援というのも二つ目の看板として支援してまして、今までDV被害者支援のための地域でのまずは相談を受ける市町村の方に被害者の方のなかなか相談できないといったそういった陰の辛さ、苦しさを分かっていたきたいということで、関係機関とのセミナーを開催していて、そこでDV問題をしていたのですが、これ国の啓発広報資料なんですけど、昔はこうやってDV被害を大きくPRしていたのですが、最近は、やはり性暴力っていうのも力を入れていかないかんっていうふうに切り替わっていて、私たちもDV被害者等支援ネットワークとして市町村の方と研修をする機会に、性暴力も取り入れていかないといけないなというところで、講演のテーマを性暴力よりに寄せていって、国の方針と一緒に、こういった変化もしながら、関係機関の皆様にはまずは理解をしていただいて。DVだけでなく、困難な女性というところであらゆる暴力の女性の苦しみをわかっていただいて、気付いた方は相談機関があるんですっていうので繋いでいただきたいというふうに関係機関との連携に取り組んでおります。

(事務局)

南部子ども女性相談センターという場所が恵まれた環境にありまして、阿南保健所の建物の中に一緒に入っています。ですから、それぞれに持っている資源、例えば保健所であれば相談支援事業所さんとか、児童相談所であれば要保護児童対策地域協議会等のネットワークがありますので、DVだけでなく精神的に不安定な方であったり、子どもさんの支援が必要であったりと、困難な問題を抱える方に対して、ご本人の了解を得てですが、総合的に連携して対応しやすい環境にあるかなと思います。1機関で支援できることには限界がありますので、これは大事なことだと思っております。

(部会長)

ご承知のように、阿南はパートナーシップ制度を導入しているんですね。これ個人情報になるかもしれませんが、カミングアウトされているご夫婦の方も確かおられるとお聞きしています。

(委員)

男性の方がカミングアウトされて講演されていますよね。

(部会長)

この前、県の男女参画・人権課主催のセミナーの時に性的マイノリティの方で講演された方がおられましたよね。今まで何人かの人のお話は聞いたことあるんですが、自分が直に話を聞くことによって、実はこんな経験があるんです、あんな経験があるんですって、ああそうなんかっていうことで、そういう経験を通じて我々自体が学習していけるんじゃないかなと思います。今の3人の方のご意見お伺いして、委員さん何かおっしゃることございませんか。

(委員)

5番、民間団体の話が出ましたけど、この民間団体の人がどういった資格があるのか。市町村と協働とありますから、かなりしっかりした団体なのか、一人や二人でやっておられるのか、団体というのがどういう、株式会社なのか営利団体でない人助けでやっているのか、そういうのってわかるでしょうか。

(事務局)

そうですね、県内では比較的しっかりした団体もございまして、例えば弁護士さんとかがトップになって。

(委員)

概数で何団体くらい。たくさんあるのですか。

(事務局)

10くらいです。

(委員)

人助けの団体みたいな感じですか。

(事務局)

任意団体が多いですけど、一般社団法人を設立されている団体さんもある。

(委員)

これを見てもみますと、民間団体の話がよく出てきているでしょ。それをちゃんとやって欲しいとか、ちゃんと連携とって欲しいとかあるので、今や、民間団体を無視できないっていうか、今までそっちが中心であったのかとか、よくわからないんですけど。

(事務局)

県が中心にやっているんですけども、やっぱり細かい支援とかになると、柔軟に対応できるのが、民間団体になりますので、民間団体と連携しながら。今回の困難女性の法律も国のほうが、民間団体との連携というのを打ち出しているのです。

(委員)

ちゃんと明文化されていますよね。ただ、その民間団体は、具体的にそういった資格持っている方が何人いなければ団体になれないとか、そんなのはないですよ。

(事務局)

特に規定は無いです。

(委員)

国家資格でも何でもなし、私が助けたいって言ってそれを設立すればそうなるんですね。じゃあ、その点検とか、ちゃんとやっているのかとか、ちゃんとやれているのかとか、誰も監督してないんでしょうか。

(事務局)

県が補助金を出しますと、それに対しては一応チェックができるかたちになりますけれども。補助事業がきちんとなされているかどうかですね。一般的にその団体を確認に行っているかといえば、特に資格があってやっている団体ではなく、県が活動を認定しているわけではない自主的な活動であったりするので、補助事業以外の部分では自由に活動していただいているかたちですね。

(委員)

かなり自由な感じですね。

(部会長)

ただですね、そういう団体は、アスティにあるときわプラザが、一定の予算を持っていて、事業をやりたいと応募してきたら、それを配分するような仕組みもあるんですね。そういう団体からし

たら、継続性を持って組織を維持するためには、何らかの事業をする必要があるんです。当然ながら、全然何にもやっていない団体は、自然に消滅したり淘汰されていきます。だから、いくつかのところは残っていますが、それは、比較的、女性団体としてもしっかりしているところだと思います。

(委員)

そういった団体を運転していくのに、資金や予算とか自分のポケットマネーでやっているわけではなくて、補助金をもらってやっている。

(部会長)

だから、例えば、年に1回こういう事業をやろうと思います、講師さん呼んで、こういうふうなシンポジウムやろうと思いますと。それについては県に対して予算の申請をするわけですね。それをときわプラザの中で委員会があって、ちゃんとチェックしています。そういうところである程度グリップは効いていると思います。

(委員)

講演料、部屋の代金、印刷してビラ配るのになんとか予算を回すと。

(事務局)

その他、県の男女参画・人権課のほうで民間団体に1団体あたり上限30万円の補助金で、それは、ステップハウスとか民間のシェルターさんとかで、一時保護とかしていただいたりするのには施設を構えたり、そこを運営する費用とかに充てていただくような補助金。

(委員)

要りますよね。使っている本人からもらうわけにいかないですよね。

(部会長)

行政はどうしても、行政としても越えられない一線があるんですよ。税金を使っている以上、生活に困っているからって言って、借金している人に困っているからって、うちが立て替えてあげるよとはいかないですよ。

(事務局)

国も行政だけでは補えないってところで、しっかりした民間団体に補助金出して、きちんとした支援メニューを申請すれば、国がしっかりと補助金も出すように、国も一緒に民間団体と行政とで困難女性を支えていきたいと思いますというところで。

(委員)

明文化しているから、国も大いに頼っているのかなと思いますけど、その頼り方は、お金出すからやっついてみたいな、どうですか。

(事務局)

私たちが相談で抱えたケースに関して、行政だけでは難しい場合は、やはり民間のそちらで支援が何かありませんかっていうのはご相談かけて。

(委員)

こっち側から、パブリック側から。

(事務局)

こっち側からもありますし、そうやって支援していくというか。

(委員)

こんな感じで集まりを持っているのですか。

(事務局)

集まりがあればいいんですけど、実際にお願ひしたいケースの時には協議を持って行くんですが、

(委員)

具体的な事例が出たときにはですけど、定期で集まっているとか、みんなで勉強しているいろんな事例間のやりとりで知識が深まったなというそういうのではない。

(事務局)

そこが、持ててないですよ。本当はあると喋っているのはすごく思っています。

(部会長)

だからこそ余計に今までこういった明文化したものがなかったし、予算措置も当然なかったわけです。そういう意味で、こういうふうなものを作れば、こういうものができたので、これをひとつの基盤に発展的にいろんな連携していきましょうということが出来るんですよ。

(委員)

最後になります、33番の県内での学校への横展開というところで、モデルが阿南の小・中学ということですね。県下でこの2つですか。

(事務局)

実証の段階で委託をされたのがこの二校。今は全県です。

(委員)

今聞いたお話だと、非常に好感触で良かったというお話でしたので、じゃあそういったこの手法は使えるぞってということになると、県下横展開の可能性が出てくるわけですか。

(事務局)

もう県下横展開が始まっています。

(委員)

横展開というと、一斉にやるんですね。

(事務局)

はい。今年度からはもう全国展開になっています。去年までは実証です。

(委員)

何という授業になるんですか。道徳とかね、保健体育ですか。

(事務局)

すみません、教育委員会ではないので、把握できておりませんが、去年の当時では、今後検討されるようでした。

(部会長)

今、いろんな貴重なご意見いただいたんですが、一つ言えることは、パブリックコメント自体が非常に成熟してきていると思うんです。多分、これ専門家の人が書いたんじゃないかというふうなご意

見が、非常に詳しい意見が出てくるっていうこと自体が、この分野でひとつの成熟の証明ではないか
と思います。実は、包括的な性教育に関しても、こういうふうなことが今起きてきていて、それを受
け入れる教育委員会を孤立させてはいけない、というふうな事になっているってというのは、我田引水
になりますが、我々がやっている委員会とかも非常に意味があるんじゃないかというふうに考えて
おります。

そろそろ終了時刻が近づいております。議題2、その他について事務局から今後のスケジュールに
ついてお願いします。

- 3 議事(2)その他について、今後の計画策定に関するスケジュールについて事務局(男女参画・
人権課)より説明。